

特許法施行規則等の一部を改正する省令について

平成 20 年 12 月 26 日
特許庁

．改正の必要性

(1) 共通出願様式の導入について

日米欧の三極特許庁間で合意した、三極いずれの特許庁にも出願することができる共通の明細書等の様式(以下、「共通出願様式」という。)の導入に当たり、必要な様式を整備するため、特許法施行規則等について、所要の改正を行う。

(2) 国際出願における追加手数料異議の申立てについての審理主体の変更について

国際出願における追加手数料異議の申立ての審理について、国際段階における限られた期間の中で効率的に業務を行うため、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則(以下、「国際出願法施行規則」という。)について、所要の改正を行う。

．改正の概要

(1) 共通出願様式の導入について

共通出願様式を導入するため、特許法施行規則の様式第 29、様式第 31 の 6、様式第 51 及び様式第 51 の 2、実用新案法施行規則の様式第 3 並びに国際出願法施行規則の様式第 8 及び様式第 8 の 2 について、所要の改正を行う。

- 「発明の開示」から「発明の概要」に見出し名を変更
- 「発明を実施するための最良の形態」から「発明を実施するための形態」に見出し名を変更
- 「先行技術文献」の見出しを新設
- 「受託番号」の見出しを新設
- 「図面の簡単な説明」の見出しを「発明の概要」の後ろに移動

(2) 国際出願における追加手数料異議の申立てについての審理主体の変更について

国際出願における追加手数料異議の申立ての審理について、国際段階における限られた期間の中で効率的に業務を行うため、国際出願法施行規則第 45 条から第 45 条の 5 まで及び第 70 条について、特許庁長官が指定する「三名の審査官の合議体」による審査に改める。

．公布及び施行期日

公布：平成 20 年 12 月 26 日

施行：平成 21 年 1 月 1 日